

第1編 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本町では、平成23年3月に平成32年度（令和2年度）までの10年間を計画期間とする第6次川越町総合計画を策定しました。

まちの将来像を「みんなで支えよう 笑顔あふれる元気な町 かわごえ」とし、「便利で活力のあるまちづくり」、「安全で快適なまちづくり」、「健康で安心な暮らしを支えるまちづくり」、「人と文化を育むまちづくり」、「協働による自立した地域経営のまちづくり」の5つの目標でまちづくりを進めてきました。

全国的には人口減少や少子高齢化が進む中、本町においては第6次川越町総合計画に基づいて子育て支援をはじめとする福祉サービスの充実、防災や防犯対策の強化などに積極的に取り組み、優れた交通条件や地理的特性を有することもあり、人口は増加し、少子高齢化の進行も低調となるなど、着実に「みんなで支えよう 笑顔あふれる元気な町 かわごえ」を実現するため、各施策を進めてきました。

しかしながら今後、生産年齢人口の減少、外国人住民の増加、産業の変革に向けた新たな技術の導入など、本町を取り巻く社会環境が大きく変化するとともに、地域課題も複雑化・多様化していくことが予想されます。

こうした社会状況の変化などに対応した新たな町の最上位計画として、本町のあるべき姿と進むべき方向を示す第7次川越町総合計画を策定します。

(2) 計画の性格

総合計画は、町の最上位計画であり、めざすまちの姿、まちづくりの目標、分野別施策の方針を示します。各分野の個別計画は、総合計画の施策の方針を踏まえて、計画の策定・見直しを行います。

また、令和3年度策定の「第2期川越町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（5か年計画）は、本計画で掲げる施策のうち、地方創生に関する施策・事業を中心に総合戦略として位置づけ、事業推進を図るとともに、連動して進行管理を行うものとします。

第1編 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

（1）計画策定の趣旨

○補足説明

現計画（第6次総合計画）の計画期間は、平成23年度から平成32年度（令和2年度）までとなっています。そのため、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間とする、第7次総合計画を「川越町総合計画条例（平成31年条例第4号）」に基づき策定します。

<参考>

○川越町総合計画条例 第3条第1項 ～抜粋～

町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

（2）計画の性格

○補足説明

総合計画は、川越町の最上位計画です。そして、各分野別（※）の個別計画は、総合計画の方針を踏まえて策定しています。

※各分野別の計画…子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画 など

また、第7次総合計画の策定と並行して、総合計画の方針に基づき地方創生に関する施策・事業を取りまとめた総合戦略を策定する予定です。

(3) 計画の構成・期間

第7次川越町総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成し、令和3年度から令和12年度までを計画期間とします。

①基本構想

- まちづくりの基本理念や将来像と、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示したものです。

【計画期間】

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間

②基本計画

- 基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、それぞれの取り組みの基本方針、各施策の方向性、目標、指標などを示したものです。

【計画期間】

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間

中間年次において社会経済情勢や国・県の動向なども踏まえて必要に応じて見直しを行い、後期基本計画として策定します。

③実施計画

- 基本計画で示した諸施策を実施するために、向こう3か年の間に実施する具体的な事業を示した計画で、毎年度、3年間のローリング方式で策定します。

年度	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030
基本構想	基本構想（10年間）									
基本計画	基本計画（10年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画	実施計画（3か年）									

（３）計画の構成・期間

○補足説明

計画の構成は、①基本構想 ②基本計画 ③実施計画の３層で構成しています。役割、期間は次のとおりです。

- ①基本構想…まちづくりの基本理念や将来像と、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示したもの
計画期間：令和３年度～令和１２年度（１０年間）

- ②基本計画…基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、各分野の取り組みの基本方針、各施策の方向性、目標、指標などを示したもの
計画期間：令和３年度～令和１２年度（１０年間※）
※中間年次で見直しを行う予定です。

- ③実施計画…基本計画で示した諸施策を実施するために、向こう３か年の間に実施する具体的な事業を示したもの
計画期間：毎年度向こう３年間の計画をローリング方式で策定します。

2

計画策定の背景

(1) まちの特性

① まちの概況

本町は三重県の北部に位置し、北は員弁川（町屋川）を境に桑名市に、南は四日市市、西は朝日町に接し、東は伊勢湾に臨む、東西約 4.2 km、南北約 3.9 km、面積は 8.73 km²のコンパクトなまちです。

地質は、鈴鹿山脈から流れる朝明川と員弁川（町屋川）の沖積層地帯であり、地形は標高 0 m から 5 m とほとんど起伏のないまちとなっています。

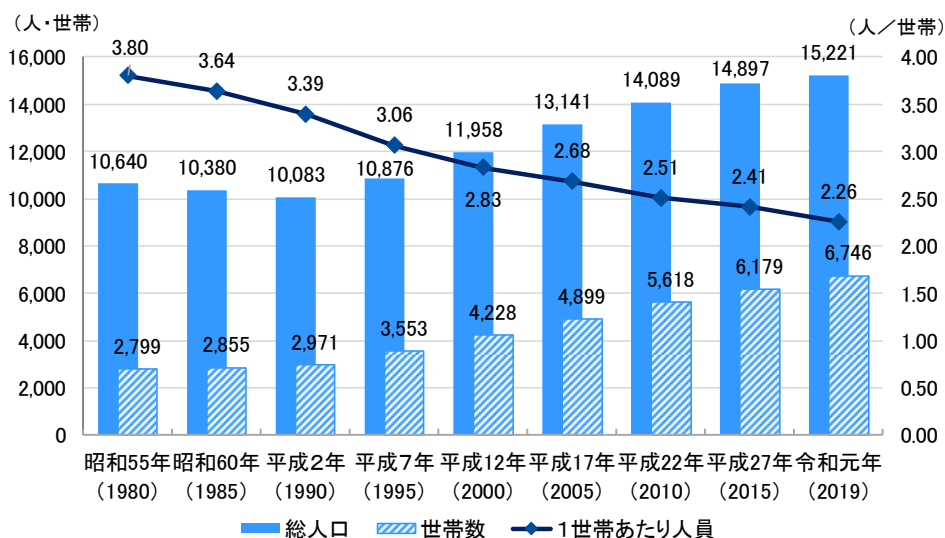


② 総人口の推移

本町の総人口は、平成 2 年（1990 年）の 10,083 人から増加しており、令和元年（2019 年）には 15,221 人となっています。

世帯数も人口と同様に増加しており、令和元年（2019 年）には 6,746 世帯となっています。一方で、1 世帯あたりの人員は年々減少しており、令和元年（2019 年）には 2.26 人/世帯まで低下しています。

図表 川越町の総人口と世帯数の推移（昭和 55 年（1980）～令和元年（2019））



資料：住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）

2 計画策定の背景

（1）まちの特性

○補足説明

第7次総合計画から新たに追加した項目、内容です。

総合計画（基本計画）では、様々な課題を洗い出し、課題を解決、改善するための施策、事業を示します。

この後の「（2）社会環境の変化とまちの展望（P8～）」と「（3）川越町の主要課題（P11～）」の導入部として、P3～P6には、「総人口の推移」などの統計情報、P6・P7には、住民意識調査の結果、計8項目のまちの特性を掲載しています。

まちの主な情報をお示しし、まちの概要を説明しています。

掲載している項目は、

- P 3 ①まちの概況（町の位置、地形など）
 ②総人口の推移（住民基本台帳人口）

- P 4 ③年齢3区分別人口構成比の推移（国勢調査、住民基本台帳人口）
 ④人口動態の推移（住民基本台帳移動報告）

- P 5 ⑤産業別の就業者数の推移（国勢調査）
 ⑥町内総生産額の推移（三重県の市町民経済計算）

- P 6 ⑦将来人口の見通し（住民基本台帳及び独自推計）

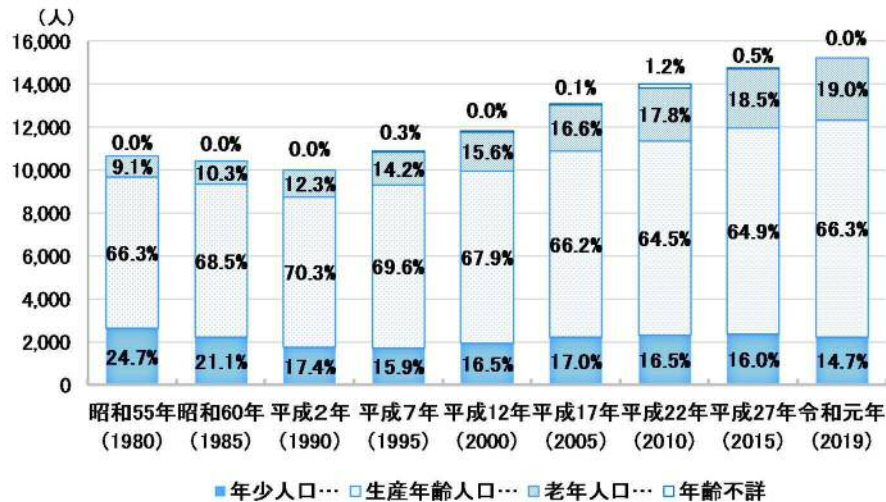
- P 6・7 ⑧町民の意向（住民意識調査結果）
 - ・《川越町の住みやすさ》
 - ・《今後の定住意向》
 - ・《施策の重要項目》

の8項目となります。

③ 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別の人口の推移をみると、昭和55年（1980年）から令和元年（2019年）にかけて老年人口比率が9.1%から19.0%に増加するなど、高齢化が進んでいますが、老年人口比率は県平均29.4%（2019年推計人口）に比べて低く、また、年少人口比率は令和元（2019）年で14.7%と、県平均12.2%（2019年推計人口）に比べて高く、県全体に比べると少子高齢化のスピードは遅くなっています。

図表 川越町の年齢3区分別人口構成比の推移（昭和55年（1980）～令和元年（2019））



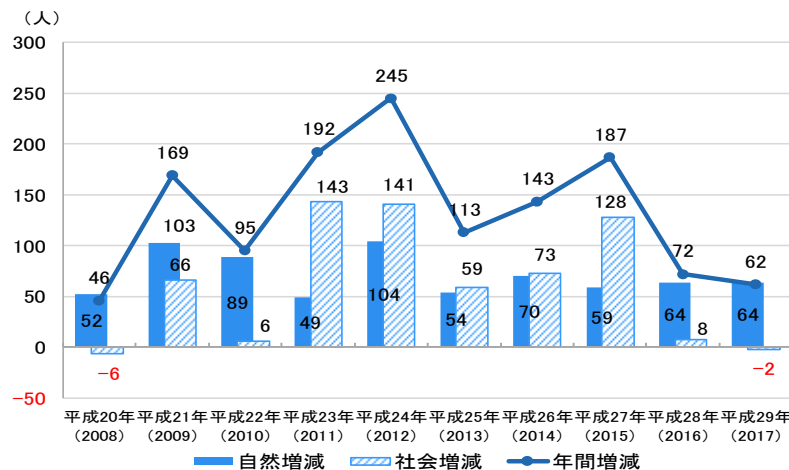
資料：国勢調査（昭和55年～平成27年）、住民基本台帳人口（令和元年10月1日現在）

④ 人口動態の推移

出生数と死亡数の動きによる自然増減、転入者数と転出者数の動きによる社会増減をみると、自然増減は平成20年（2008年）から平成29年（2017年）までの10年間出生数が死亡数を上回る自然増が続いています。

社会増減については、平成21年（2009年）から平成28年（2016年）までは転入者が転出者数を上回る社会増が続いていましたが、平成29年（2017年）にはわずかですが減少に転じています。

図表 川越町の自然増減と社会増減の推移



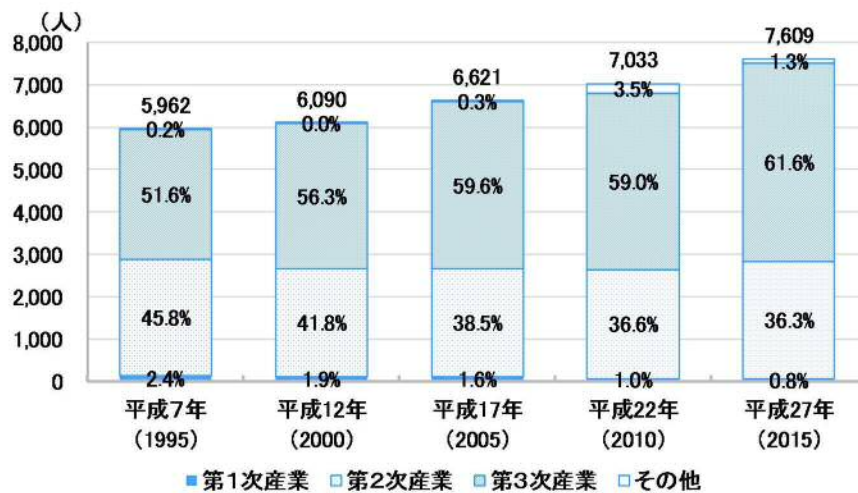
資料：住民基本台帳人口移動報告

資料①（左ページ）の補足説明

⑤ 就業者数の推移

本町の平成 27 年（2015 年）の就業者数は 7,609 人で、そのうち第 1 次産業 0.8%、第 2 次産業 36.3%、第 3 次産業 61.6%となっています。平成 7 年（1995 年）以降、第 1 次産業、第 2 次産業ともに就業者比率は減少傾向にあり、第 3 次産業のみ増加しています。

図表 川越町の産業別就業者数の推移

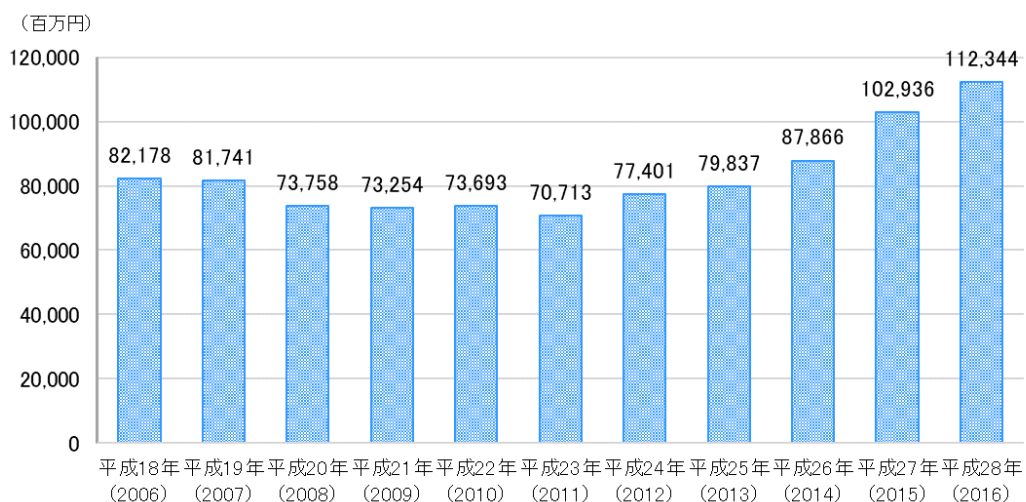


資料：国勢調査

⑥ 町内総生産額の推移

平成 18 年（2006 年）以降の町内総生産額の推移をみると、平成 18 年（2006 年）から平成 23 年（2011 年）までは横ばいからやや減少傾向となっていました。その後は増加傾向となり、平成 27 年（2015 年）には 1,000 億円を超えて、平成 28 年（2016 年）には 1,123 億円に達しています。

図表 川越町の町内総生産額の推移



資料：三重県「三重県の市町民経済計算」

資料①（左ページ）の補足説明

⑦ 将来人口の見通し

本町の将来人口の見通しは、今後も人口増加が続くことが予測されており、令和7年（2025年）には人口15,955人、令和12年（2030年）には16,315人まで増加する推計になっています。

なお、令和12年（2030年）には世帯数7,648世帯、1世帯あたりの人員は2.13人になることが予測されています。

図表 川越町の人口・世帯数・世帯人員の見通し



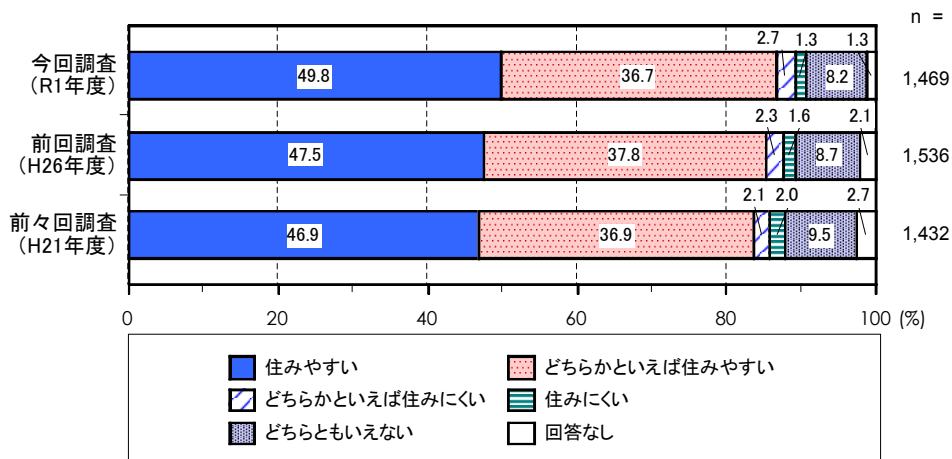
資料：実績値は住民基本台帳、推計値は独自推計結果

⑧ 町民の意向

令和元年（2019年）に住民3,000人を対象に住民意識調査を実施し、1,469人（回収率49.0%）から得られた結果の一部を紹介します。

《川越町の住みやすさ》

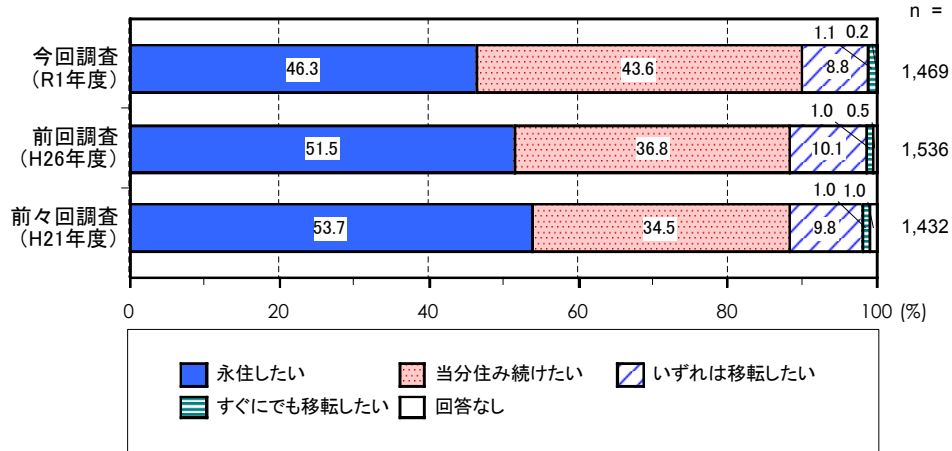
「住みやすい」、または「どちらかといえば住みやすい」と感じている方は、あわせて8割以上を占めています。



資料①（左ページ）の補足説明

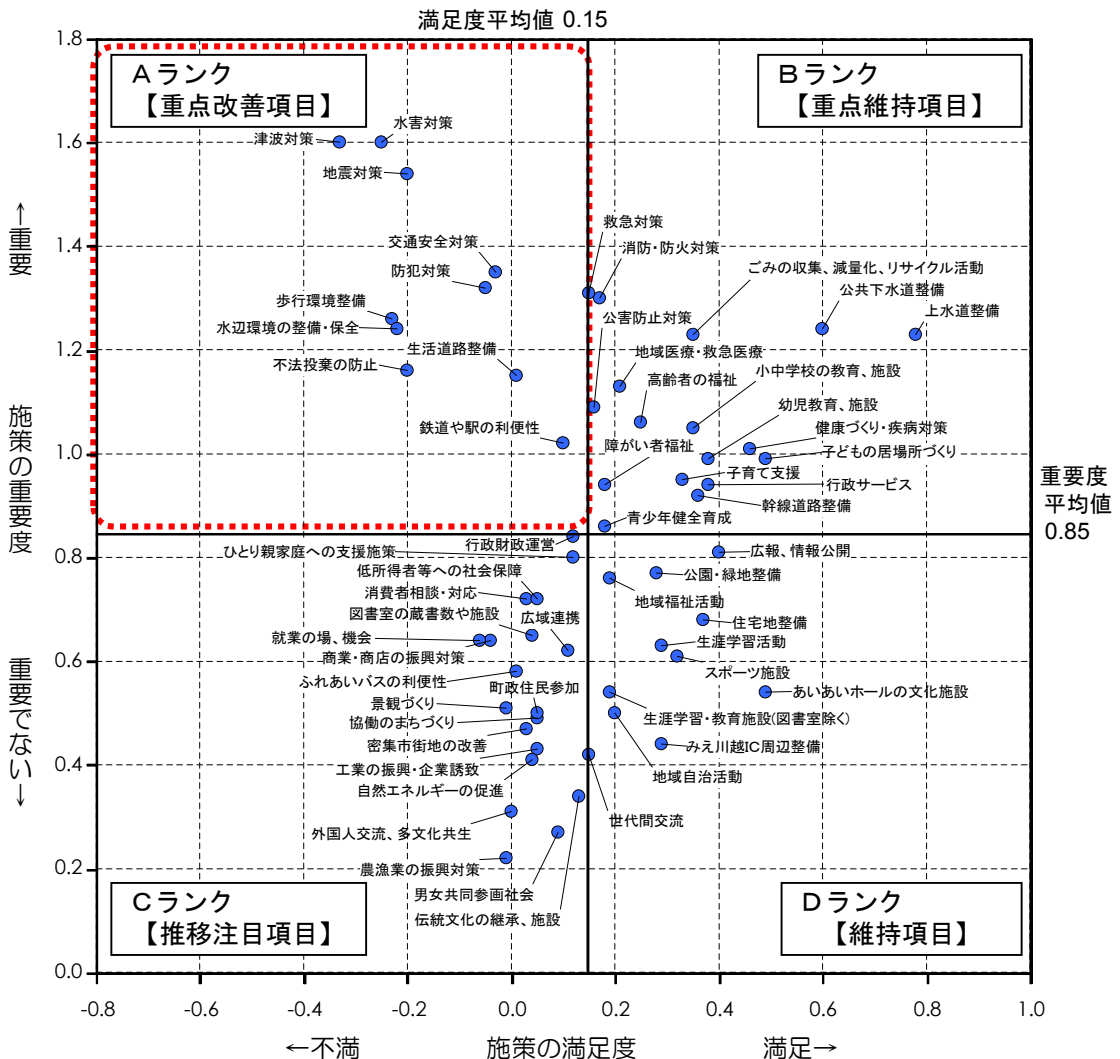
《川越町の今後の定住意向》

「永住したい」、または「当分住み続けたい」と感じている方は、あわせて約9割を占めています。



《施策の重要項目》

57項目の施策の中で、満足度が低く、重要度が高いAランク【重点改善項目】としては、「津波対策」をはじめ、「水害対策」、「地震対策」、「交通安全対策」、「防犯対策」、「歩行環境整備」、「水辺環境の整備・保全」、「不法投棄の防止」、「生活道路整備」、「鉄道や駅の利便性」となっています。



資料①（左ページ）の補足説明

(2) 社会環境の変化とまちの展望

① 人口構造の変化

■超高齢社会の進展

わが国は高齢化率が26.6%を超える超高齢社会に突入しています。今後は、75歳以上の後期高齢者の急増が予想され、要介護者の増加に伴う財政状況の悪化とそれに伴う社会保障制度の持続可能性が危惧されており、超高齢社会への対応が求められています。

【まちの展望】

本町も今後、高齢者が確実に増加すると予想されており、高齢者も安心して暮らせる地域社会の仕組みづくり、高齢者の就労や社会参加の促進、要介護者の増加を抑制するための健康寿命の延伸と自立の促進などが求められます。

■人口減少・生産年齢人口の減少

少子化が進展し、わが国の人口は減少に転じています。すでに生産年齢人口は1995年をピークに減少に転じており、生産年齢人口の減少が加速しています。そのため、労働力の減少、消費額の落ち込みなどにより、地域経済基盤が弱まることもあり、人口減少社会にあっても地域社会の基盤の維持が求められています。

【まちの展望】

本町は当面、人口増加が続くことが予想されていますが、出生率の低下、子育て世代の流出が予想されることから、子どもを産み育てやすい魅力的なまちづくり、子育て世代や若者の定住促進、女性が働き、活躍できる環境づくりなどが求められます。

② インフラ・都市空間の変化

■都市の低密度化・スポンジ化

人口減少の進展により、都市の人口密度が低下すると空き家・空き地が増えます。これにより周辺環境が悪化し、ますます人口流出が加速することが予想されます。こうした利用されない空間を有効に活用するなど、都市のスポンジ化の抑制が求められます。

【まちの展望】

本町は当面、人口増加が続きますが、高齢者のみの世帯が増加しているため、今後空き家が増える可能性があります。そのため、空き家・空き地を有効に活用する仕組みの検討が求められます。

（２）社会環境の変化とまちの展望

○補足説明

P 8～P 10まで、社会環境の変化として、次の①～③の項目を挙げています。

- ①人口構造の変化
- ②インフラ・都市空間の変化
- ③技術・社会の変化

さらに、①～③の項目について、それぞれ細分化しています。

- ①人口構造の変化（２項目）
 - 超高齢社会の進展
 - 人口減少・生産年齢人口の減少
- ②インフラ・都市空間の変化（３項目）
 - 都市の低密度化・スポンジ化
 - 災害リスクの高まり
 - インフラ・公共施設の老朽化
- ③技術・社会の変化（３項目）
 - 第４次産業革命・ソサエティ 5.0 の進展
 - 外国人の増加
 - SDGs（エス・ディー・ジーズ）の推進

P 8～P 10では、それぞれの細分化した項目ごとに、上段（赤枠点線）に、「社会全体の将来動向・課題」を挙げ、下段（青枠点線）が、「社会全体の将来動向・課題」に対して、川越町の将来動向、求められる対応を「まちの展望」として説明しています（下記の例を参照）。それぞれ内容をご確認ください。

（例） ① 人口構造の変化

■超高齢社会の進展

わが国は高齢化率が 26.6%を超える超高齢社会に突入しています。今後は、75歳以上の後期高齢者の急増が予想され、要介護者の増加に伴う財政状況の悪化とそれに伴う社会保障制度の持続可能性が危惧されており、超高齢社会への対応が求められています。

社会全体の将来動向・課題

【まちの展望】

川越町も今後、高齢者が確実に増加すると予想されており、高齢者も安心して暮らせる地域社会の仕組みづくり、高齢者の就労や社会参加の促進、要介護者の増加を抑制するための健康寿命の延伸と自立の促進などが求められます。

社会全体の課題に対して川越町に求められる対応など

■災害リスクの高まり

南海トラフ巨大地震の発生予測、頻発する集中豪雨など、自然災害に対する不安が高まっています。安全・安心な暮らしを守るために災害リスクの軽減対策が求められます。

【まちの展望】

本町も南海トラフ巨大地震や集中豪雨による被害が想定されていることから、防災・減災対策の推進、自助・共助の推進、インフラの強靱化などが求められます。

■インフラ・公共施設の老朽化

高度経済成長期に集中的に整備された道路、橋梁、上下水道、公共施設等の老朽化が進行しており、改修や維持管理に関する費用が急速に増大することが見込まれることから、インフラ・公共施設を維持するために、計画的な改修や施設の再編が求められています。

【まちの展望】

本町でも老朽化が進んでいる公共施設があり、今後さらに増加することが想定されます。そのため、インフラ・公共施設の長寿命化と効率的な維持管理手法の導入が求められます。

③ 技術・社会の変化

■第4次産業革命・ソサエティ5.0の進展

IoT、人工知能（AI）、ビッグデータの活用、ロボット等の技術革新が急速に進展し、「第4次産業革命」の段階に移りつつあり、わが国もソサエティ5.0を提唱し、世界に先駆けた超スマート社会の実現に向けた取り組みを加速させようとしています。

【まちの展望】

本町でも社会の変化に対応できる人材の育成、技術を活用した業務の効率化・新たな公共サービスの創出が求められます。

■外国人の増加

外国人の就業者、技術研修生、留学生など、国籍が異なる人口が増加することが予想され、文化や習慣などにかかわらず、尊重され、活躍できる社会づくりが求められています。

【まちの展望】

本町でも今後外国人が増加することが予想されるため、日本語教育や就学支援など、外国籍住民と共生できるコミュニティづくりが求められます。

資料①（左ページ）の補足説明

■SDGs（エス・ディー・ジーズ）の推進

世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために、「持続可能な開発目標（SDGs）」が平成27年9月に国連で採択されました。17の目標と169のターゲットを掲げ、世界規模で国、自治体、企業、住民などが協調して、目標達成に向けて取り組むことが求められています。

【まちの展望】

本町でも行政、民間事業者、住民がSDGsの趣旨を理解し、行動できるように情報発信と啓発が求められます。

資料①（左ページ）の補足説明

(3) 川越町の主要課題

社会経済動向の変化や本町の特性などを踏まえて、今後のまちづくりを進めるうえで、主要な課題は次のように考えられます。

◇安全・安心な生活環境の整備

大規模地震による津波被害や集中豪雨による洪水被害に対する不安から、住民は、津波対策、水害対策、地震対策などの防災対策に強い関心を持っており、将来のめざす姿として「災害に強いまち」を期待する人が多くなっています。そのため、災害から住民の生命と財産を守る各種防災対策の充実を図る必要があります。

また、人口当たり交通事故件数、犯罪認知件数が県平均よりも多いことから、防犯カメラの設置等による防犯対策、交差点・路側帯の改良等による交通安全対策を充実させるなど、安全・安心な生活環境を整備する必要があります。

◇優れた広域交通条件を活用した都市機能の導入促進

本町は、伊勢湾岸自動車道（みえ川越インターチェンジ）、国道1号、国道23号、四日市いなばポートライン（臨港道路霞4号幹線）等の優れた広域交通条件を有しており、この優位性を利用して、新たな都市機能を誘導できる可能性を有しています。

しかし、行政区域が狭く、大規模な開発ができる余地が無いことから、新たな機能を誘導するために、市街化区域内の未利用地の有効活用など、本町の優位性が有効に活用できるようにする必要があります。

◇「子育てしやすいまち」の魅力の強化

本町は、利用しやすい子育て関連施設、各種の子育て支援策が充実し、子育てしやすい町として評価されています。この特徴を活かし、子育て世代が住みたくなる町としての評価を確立し、子どもの減少に歯止めをかける必要があります。

そのため、子育て世代や世代間の交流の場、きめ細かい相談体制などを一層充実させ、安心して楽しく子育てができる本町の魅力をさらに強化するとともに、その魅力を発信する必要があります。

（３）川越町の主要課題

○補足説明

P 1 1～P 1 3は、川越町の主要課題です。

主要課題については、第２回審議会で検討していただいた項目となりますが、「社会経済動向の変化」や「川越町の特性と課題」、また、これまで行ってきました「住民意識調査」、「子育て世代・活動団体アンケート、団体ヒアリング」、「第６次川越町総合計画後期基本計画施策の実績・評価」などから、町の強み（特性）と弱み（課題・問題点）を検討し、今後のまちづくりを考えるうえで重要となる事項を主要課題として、次の８項目を挙げています。

- ◇安全・安心な生活環境の整備
- ◇優れた広域交通条件を活用した都市機能の導入促進
- ◇「子育てしやすいまち」の魅力の強化
- ◇子どもの成長とともに定住したくなる魅力の向上
- ◇誰もが暮らし続けられる地域社会づくり
- ◇地域の担い手の育成
- ◇地域力の維持・強化
- ◇公共施設の計画的な更新・長寿命化

また、それぞれの項目ごとに、川越町の現状と今後対応が必要となる課題を示しています。

これらの主要課題を踏まえ、今後基本計画の策定を進めていきます。

◇子どもの成長とともに定住したくなる魅力の向上

本町は、20歳代は転入超過となっていますが、30歳代の子育て世代は転出超過となっています。住み替え等に伴う転出が多いと思われませんが、結果的に子どもの成長とともに転出する傾向がみられます。

こうした子育て世代の転出を防ぐため、ファミリー向けの住宅供給の促進のほか、学校教育の充実、子どもの体験機会の充実、社会教育施設の充実など、子どもが成長しても定住したくなる魅力の向上に取り組む必要があります。

◇誰もが暮らし続けられる地域社会づくり

本町においても、今後確実に高齢者の増加が続くことが予想されます。高齢者や障害者も自立した生活ができ、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりが求められています。

そのため、健康づくりや介護予防の推進、地域における共助の仕組みの充実、農福連携等による就労の場の確保などに取り組む必要があります。

◇地域の担い手の育成

若い転入者が多いため、自治会に加入せずに、地域との関わりが少ない住民が増加しています。また、町内の各種団体の中には、活動するメンバーの高齢化が進み、今後の活動の継続に不安のある団体が多くなっているほか、町内の企業においても、若い人材の確保が課題となっています。

そのため、地域の産業、歴史・文化、地域活動を学び、体験できる機会を充実し、地域を理解し愛着を感じる人を増やすことで、地域の産業や地域活動の担い手を育成する必要があります。

◇地域力の維持・強化

転入者の増加や住民の意識の変化などにより、自治会に加入しない人が増加しており、地域とのつながりが希薄化し、今後地域活動が停滞することが懸念されます。防災、防犯をはじめ、子育て、子どもの居場所づくり、地域福祉など、様々な課題に対応するためにも、地域とのつながりづくりがますます重要になります。

そこで、身近な地域の課題と解決策を考える機会、子どもや親などの若い世代が参加しやすい活動機会など、地域に対する関心と関わりを持つ機会を増やすとともに、団体・グループ間の連携を強化し、多様な人々の参加を促し、地域を支える力を維持・強化する必要があります。

資料①（左ページ）の補足説明

◇公共施設の計画的な更新・長寿命化

施設の老朽化によって、今後、改修等が必要となる施設の増加が想定されますが、財政負担の観点から、各施設の計画的な更新・長寿命化とともに、改修・更新費用の平準化を図る必要があります。

そのため、優先順位に基づく修繕・更新、建物の定期的な点検と迅速な補修などによる長寿命化など、公共施設のマネジメントの仕組みを確立する必要があります。

資料①（左ページ）の補足説明

第2編 基本構想

1 まちづくりの基本理念と将来像

(1) まちづくりの基本理念

笑顔がつながるまちづくり

川越町に住む全ての人々が心身ともに健康で、日常生活の中で「幸せ」や「豊かさ」を実感し、笑顔でふれあい・交流ができる、いつまでも笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

人と地域がつながるまちづくり

誰もが安心して暮らすためには、防災、防犯、子育て、福祉などのあらゆる面で地域との助け合い、支え合いが必要です。世代を越えた住民同士の交流、地域の文化とのふれあいなどを通じて、「人」と「人」、「人」と「地域」、「地域」と「地域」がつながることができるまちづくりを進めます。

未来につながるまちづくり

交通の利便性や地域資源などを活かして、将来にわたり、いきいきと活動ができるまちづくり、次世代が育ち、一人ひとりが希望を持てる活気ある未来につながるまちづくりを進めます。

第2編 基本構想

○補足説明

P14～P20が、「第2編 基本構想」となります。P2の「計画の構成・期間」にもありましたように、基本構想とは、“まちづくりの基本理念や将来像と、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示したもの”で、計画期間は、10年間（令和3年度～令和12年度）となっています。また、「基本構想」の策定（変更を含む）は、川越町総合計画条例により、議会の議決が必要です。

<参考>

○川越町総合計画条例 第7条 ～抜粋～

町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

1 まちづくりの基本理念と将来像

(1) まちづくりの基本理念

○補足説明

「まちづくりの基本理念」とは、まちづくりを進めていく基本的な考え方や姿勢を示したものです。地域の課題の解決に向けて、町民、企業、各種団体等の皆さん、行政が支え合い、協力し合い、協働でまちづくりを進めていくために、町全体で共有すべき考え方を示しています。

第7次総合計画では、次の3つを「まちづくりの基本理念」としています。

○笑顔がつながるまちづくり

現計画（第6次総合計画）がめざすまちの将来像は、

「みんなで支えよう 笑顔あふれる元気な町 かわごえ」です。現計画のキーワードである「笑顔」を継承しています。一人だけでは幸せになることはできません。人との交流によって、周りのみんなも幸せを感じ、一人ひとりの幸福度が高まり、みんなの笑顔があふれるまちとなることをめざします。

○人と地域とつながるまちづくり

誰もが安心して暮らすためには、地域との支え合い、助け合いが必要です。世代を越えた住民同士の交流、ふれあいなどを通じて、「人」と「人」、「人」と「地域」、「地域」と「地域」がつながるまちづくりをめざします。

次頁に続きます

(2) まちの将来像

まちづくりの基本理念に基づき、川越町の将来像を「つながる笑顔 ず〜〜〜っと暮らしたい町 かわごえ」とします。

《将来像 キャッチフレーズ》

つながる笑顔 ず〜〜〜っと暮らしたい町 かわごえ

■めざすまちの姿

- 住民一人ひとりが笑顔で暮らせ、「人」と「人」、「人」と「地域」、未来にも笑顔がつながっていく幸福なまち
- 子どもからお年寄りまで、まちに愛着と誇りを持って、いつまでも暮らし続けたいと思えるまち

※ず〜〜〜っとの「〜」の部分は、川越町の川や海をイメージするとともに、3つの山に、子どもから大人、お年寄りまで、三世代が長く暮らせるようにという思いを込めています。

資料①（左ページ）の補足説明

○未来につながるまちづくり

令和3年5月に川越町は、町制施行60年を迎えます。これまで、コンパクトなまちながらも、交通の利便性などの特徴を活かし、発展してきました。将来も安全・安心に暮らせるまち、希望が持てる、活気のある、次世代が育っていける未来につながるまちづくりをめざします。

（2）まちの将来像

○補足説明

まちの将来像を「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」としました。

誰もが川越町に住み続けたいと思えるようなまち。そして、子どもから大人、お年寄りまで、三世代が笑顔で暮らし続けられるまち。

「人」から「人」、そして、「未来」へとたくさんの「笑顔」がつながっていく川越町にしたいという思いを込めています。

2 将来人口

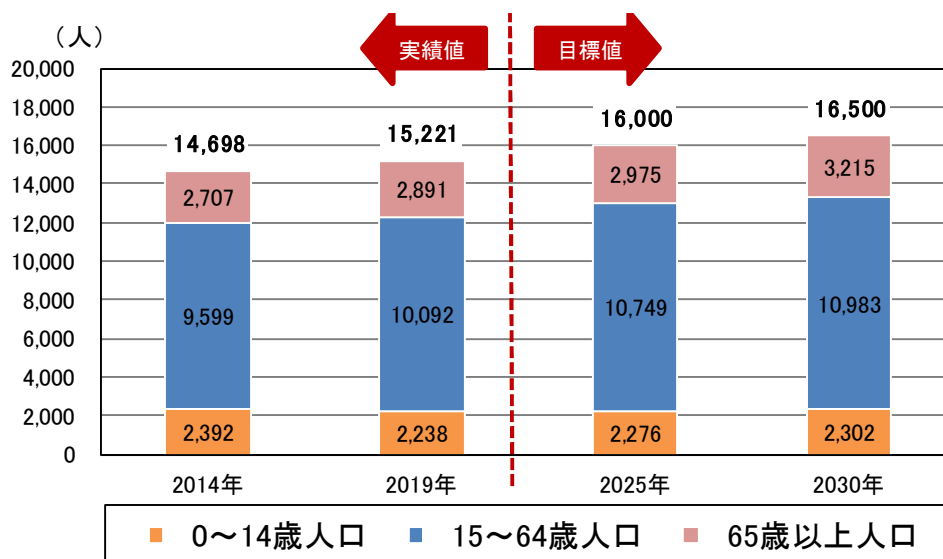
全国的に人口減少、少子高齢化が進む中、本町においては、今後20年程度は人口増加が続くことが推計されています。

目標年次である2030年（令和12年）における推計人口は16,315人となっていますが、今後より一層の移住・定住の促進、健康づくりを通じた健康寿命の向上、子育て支援の充実などによる出生率の向上を図ることで、将来人口については推計人口を上回る16,500人をめざします。また、2030年（令和12年）の年齢3区分別人口については、年少人口（0歳～14歳）14.0%、生産年齢人口（15歳～64歳）66.6%、老年人口（65歳以上）19.5%を想定します。

将来人口（目標値）

2030年（令和12年）

16,500人



	2014年	2019年	2025年	2030年
人口（全体）	14,698人	15,221人	16,000人	16,500人
0～14歳人口	2,392人	2,238人	2,276人	2,302人
15～64歳人口	9,599人	10,092人	10,749人	10,983人
65歳以上人口	2,707人	2,891人	2,975人	3,215人
0～14歳人口比率	16.3%	14.7%	14.2%	14.0%
15～64歳人口比率	65.3%	66.3%	67.2%	66.5%
65歳以上人口比率	18.4%	19.0%	18.6%	19.5%

資料：実績値は住民基本台帳人口

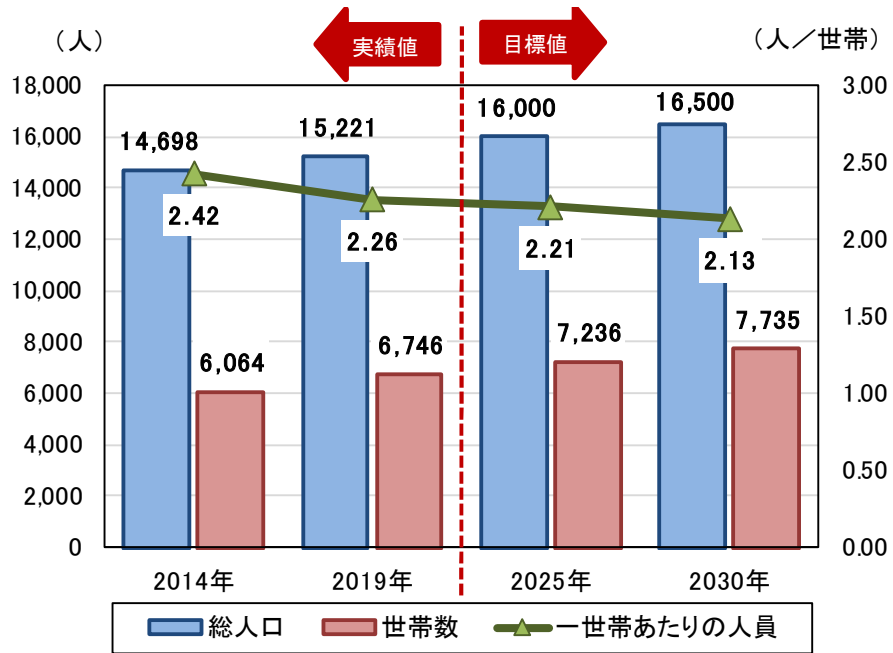
2 将来人口

○補足説明

第2回の総合計画審議会の議事としてご説明をさせていただきました。

第7次総合計画の最終年度である令和12年の推計人口は、16,315人となっていますが、引き続き、子育て支援の充実などによる出生率向上の取り組みや健康づくりを通じた健康寿命の向上、また、移住・定住等の促進により、令和12年の将来人口（目標人口）を16,500人と設定しています。

なお、2030年の世帯数は7,735世帯、一世帯あたりの人員は2.13人になると想定します。



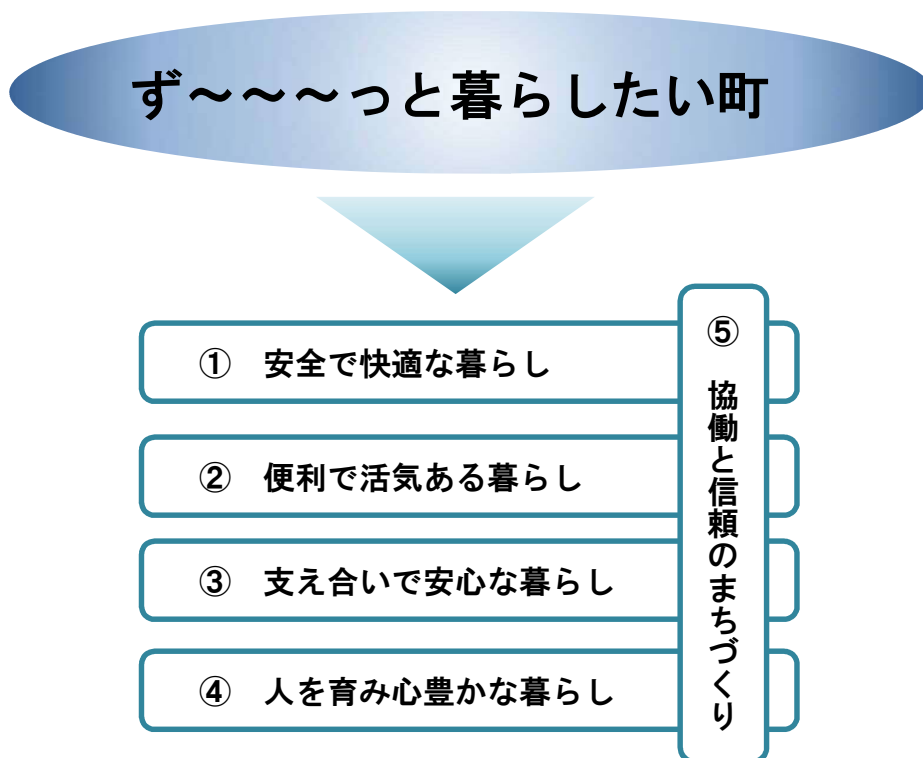
資料：実績値は住民基本台帳人口

資料①（左ページ）の補足説明

3 まちづくりの目標

(1) まちづくりの目標

まちの将来像で掲げた、「ず～～～っと暮らしたい町」を実現するために「安全で快適な暮らし」、「便利で活気ある暮らし」、「支え合いで安心な暮らし」、「人を育み心豊かな暮らし」の4つの暮らしができるまちづくりをめざすとともに、この4つの暮らしを支えるために、「協働と信頼のまちづくり」を進めます。



① 安全で快適な暮らしができるまちづくり

津波や洪水に対する不安を軽減するために、河川、雨水排水施設などの治水対策の充実、津波避難体制や防災情報システムの充実など、防災対策の強化により、まちの安全性を高めるとともに、交通事故や犯罪の発生を防ぐ取り組みを強化し、安全な暮らしができるまちをめざします。

また、完備した上下水道の安定維持、公害防止、リサイクルとごみ減量化の推進など、環境と共生した快適な暮らしができるまちをめざします。

3 まちづくりの目標

（1）まちづくりの目標

○補足説明

まちの将来像で掲げている「ず～～と暮らしたい町」を実現するために、

- ①安全で快適な暮らし
- ②便利で活気ある暮らし
- ③支え合いで安心な暮らし
- ④人を育み心豊かな暮らし

の4つの暮らしができるまちづくりをめざします。そして、この4つの暮らしを支える“⑤協働と信頼のまちづくり”を進めます。

第7次総合計画では、上記①～⑤をまちづくりの基本方針とします。

- 基本方針 1 安全で快適な暮らしができるまちづくり
- 基本方針 2 便利で活気ある暮らしができるまちづくり
- 基本方針 3 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり
- 基本方針 4 人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり
- 基本方針 5 協働と信頼のまちづくり

② 便利で活気ある暮らしができるまちづくり

幹線道路と鉄道を有する優れた広域交通体系に加えて、町内の道路環境や公共交通の充実を図るとともに、市街地の住環境を整備し、今後も新しい住民を呼び込むことができる便利なまちをめざします。

また、優れた交通条件と増加する人口という本町の優位性を活用して、工業・商業等の産業活動が活発に展開され、活気ある暮らしができるまちをめざします。

③ 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり

充実した子育て支援施策が全ての子育て世帯に行き届くように、きめ細かい相談支援体制を充実し、安心して子育てできるまちをめざします。

また、いつまでも元気に暮らすことができるように、健診体制及び健康指導の充実や住民の主体的な健康づくりを推進するとともに、地域住民、医療・介護関係者、活動団体、企業、行政などの多様な主体の連携により、支え合い・助け合う仕組みを構築し、誰もが孤立することなく適切な支援を受けながら安心して暮らせるまちをめざします。

④ 人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり

子ども一人ひとりの個性や能力を育むきめ細かい教育ができる環境を充実するとともに、地域の様々な人々との関わりの中で子どもが健やかに成長できる環境づくりを進め、これからの地域を担う人が育つまちをめざします。

また、団体・グループによる文化・スポーツ活動を促進し、誰もが文化・スポーツ活動へ気軽に参加できる機会を充実させるとともに、様々な活動を通して多様性を尊重し合える地域社会づくりを進め、心豊かな暮らしができるまちをめざします。

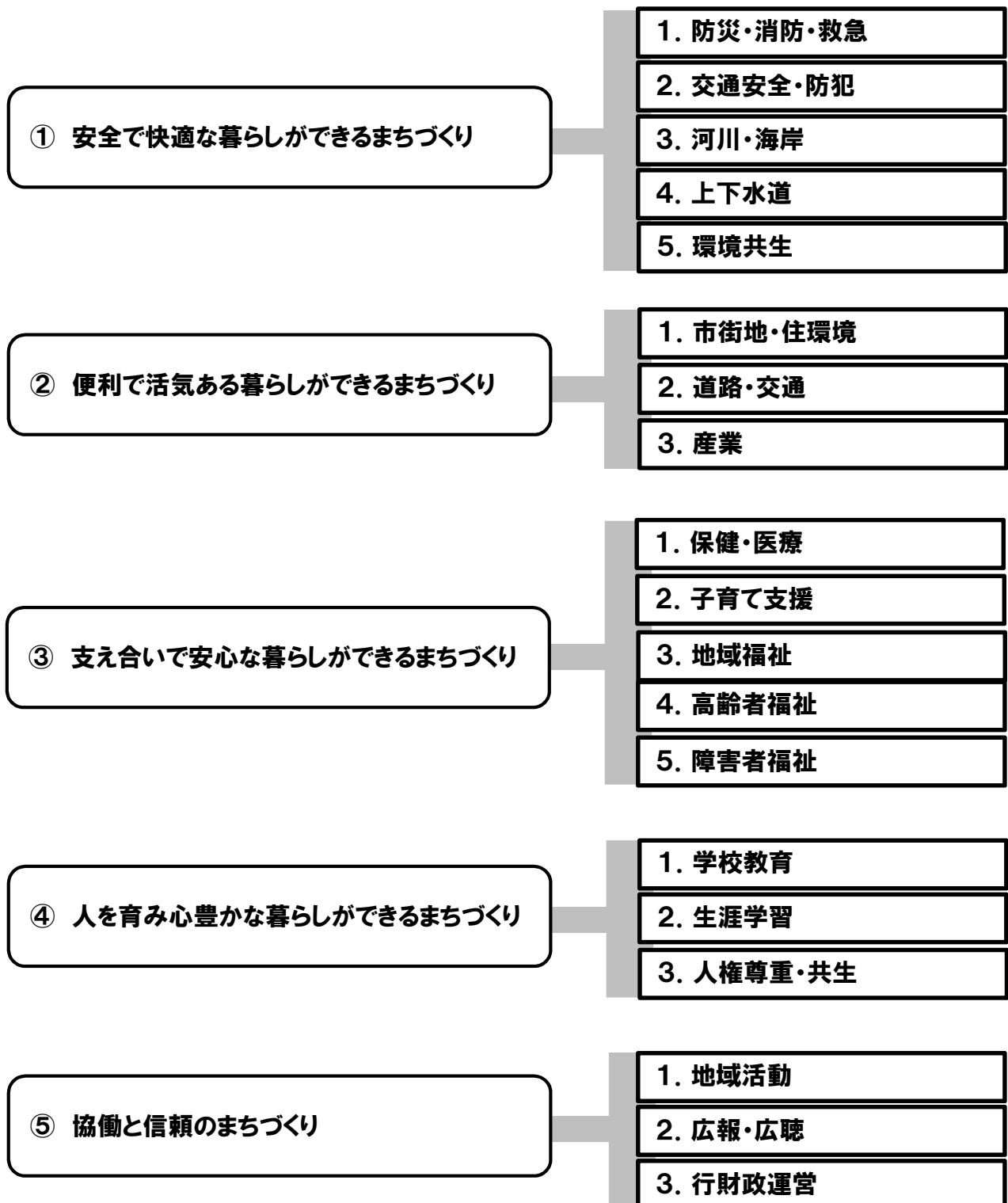
⑤ 協働と信頼のまちづくり

自治会などの地域団体や自主的な活動団体・グループの活動が活発に展開されるとともに、地域の課題を共有し、解決に向けてともに取り組んでいく協働のまちづくりをめざします。

広報・広聴の充実などにより、住民と行政との情報交流を円滑にするとともに、行財政改革を継続的に取り組み安定した財政基盤を確保し、必要な事業を確実に進め、信頼される行政運営をめざします。

資料①（左ページ）の補足説明

(2) 施策の体系



（２）施策の体系

資料②も合わせてご覧ください。

○補足説明

第7次総合計画の施策の体系は、下記1～4で構成する予定です。

1 基本方針 2 施策 3 施策の内容※ 4 各事業※

今回の内容（資料）としては、基本方針と施策です。



※「3 施策の内容」と「4 各事業」は、基本計画の内容となりますので、次回以降の審議会にて、お示しをさせていただきます。

資料②及び下記のとおり、第6次総合計画と第7次総合計画を比較すると、

○基本方針 → 同数 ○施策 → 減少 となっています。

	<u>基本方針</u>	<u>施策</u>
第6次総合計画	1～5	32
第7次総合計画	1～5	19
増減	±0	△13

総合計画は、全ての施策（町全体の施策・事業）を対象としているため、総花的になる傾向があり、計画としてわかりにくい面があります。1つの施策、1つの事業においても、複数の目的がありますので、その目的ごとに施策を挙げていくと施策の数が増えていきます。

第7次総合計画については、なるべくわかりやすくするために、関連する施策を束ね、スリム化した体系としています。

なお、それぞれの施策の内容と各事業は、次回以降の審議会にて、基本計画としてお示しします。また、「優先度が下がったため、施策の数が減った」、「事業を統廃合したため、施策の数が減った」ということではありませんので、ご理解、ご注意ください。

第7次総合計画の施策体系は、次のとおりです。

次頁に続きます

資料①（左ページ）の補足説明

基本方針 1 安全で快適な暮らしができるまちづくり

- 施策 1. 防災・消防・救急
- 施策 2. 交通安全・防犯
- 施策 3. 河川・海岸
- 施策 4. 上下水道
- 施策 5. 環境共生

基本方針 2 便利で活気ある暮らしができるまちづくり

- 施策 1. 市街地・住環境
- 施策 2. 道路・交通
- 施策 3. 産業

基本方針 3 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり

- 施策 1. 保健・医療
- 施策 2. 子育て支援
- 施策 3. 地域福祉
- 施策 4. 高齢者福祉
- 施策 5. 障害者福祉

基本方針 4 人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり

- 施策 1. 学校教育
- 施策 2. 生涯学習
- 施策 3. 人権尊重・共生

基本方針 5 協働と信頼のまちづくり

- 施策 1. 地域活動
- 施策 2. 広報・広聴
- 施策 3. 行財政運営

第7次総合計画では、暮らしの「安全・安心」に関する施策を基本方針1としています（現計画では、基本方針2）。

まず、生命・財産などに関わる安全・安心を第一に考え、「基本方針1」として掲げ、それを支えるインフラ、産業などの都市基盤を「基本方針2」としています。

その中で、「基本方針3」として、住民みんなで支え合いながら安心が実感できる地域づくりを進め、その地域の中で、子どもたちの豊かな心が育成され、生涯学習活動を通じた大人の生きがいがづくり、また、共生社会の取り組みを「基本方針4」としています。

そして、これらを「基本方針5」の住民と行政の協働のまちづくりによって、総合的、横断的に推進していくこととしています。

基本方針1～5の施策・事業の内容は、次回以降の審議会の議事となります。

以上が、第3回川越町総合計画審議会資料①の補足説明となります。

わかりにくい部分等があったかと存じますが、何卒、ご容赦ください。

本資料説明につきましても、不明な点、ご意見等がございましたら、資料①・②と同様にご質問、ご意見をいただければと存じます。